

### 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 日本工営株式会社(法人番号2010001016851)  
業者の住所 : 東京都千代田区麴町5-4
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年7月14日から令和4年8月13日まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事実概要 : 上記有資格業者は、入間基地災害対処拠点地区における土木設計において、雨水排水の流域設定に過ちがあり雨水排水施設との整合がとれておらず、雨水排水の流下系統及び断面が不適切な設計となっていたことが判明した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第2号(過失による粗雑工事等)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)  
付表第1

措置要件	期間
(過失による粗雑工事等) 2 当該発注機関の契約担当官等と締結した工事請負契約等(以下この表において「発注機関契約工事等」という。)の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1月以上6月以内